

表 題 部 (土地の表示)			調製	平成4年10月22日	不動産番号	0132000120563
地図番号	余白	筆界特定	平成21年8月20日筆界特定(手続番号平成19年第114号、第115号、第116号) 平成26年10月8日筆界特定(手続番号平成24年第159号、平成24年第164号)			
所 在	目黒区目黒三丁目				余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
950番27	宅地	337:55	:	950番3から分筆 〔昭和49年3月16日〕		
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年10月22日		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和49年4月5日 第11227号	原因 昭和48年7月30日相続 所有者 目黒区目黒三丁目21番36号 鳥 居 大 路 廉 子 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年10月22日
2	所有権移転	平成27年4月23日 第16969号	原因 平成11年5月11日相続 所有者 東京都渋谷区南平台町9番12号 鳥 居 大 路 洋 子
3	所有権移転	平成27年6月11日 第23541号	原因 平成27年6月11日売買 所有者 埼玉県草加市松江二丁目7番14号 り そ う 不 動 産 株 式 会 社
4	所有権移転	平成27年6月18日 第24478号	原因 平成27年6月18日売買 所有者 東京都目黒区東山一丁目6番2号 キ ー ノ ー ト 株 式 会 社
5	所有権一部2分の1処分禁止仮処分	平成27年8月3日 第31741号	原因 平成27年7月31日東京地方裁判所仮 処分命令 債権者 東京都渋谷区南平台町9番12号 鳥 居 大 路 久 子
6	所有権一部2分の1処分禁止仮処分	平成27年8月3日 第31742号	原因 平成27年7月31日東京地方裁判所仮 処分命令 債権者 東京都渋谷区南平台町9番12号 鳥 居 大 路 洋 子

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成27年5月15日 第20074号	原因 平成27年5月15日売買契約の手付金 返還債権同日設定 債権額 金1,500万円 債務者 東京都渋谷区南平台町9番12号 鳥 居 大 路 洋 子 抵当権者 埼玉県草加市松江二丁目7番14号 り そ う 不 動 産 株 式 会 社 共同担保 目録(注)第3411号
2	1番抵当権抹消	平成27年6月18日 第24477号	原因 平成27年6月11日混同
3	根抵当権設定	平成27年6月30日 第26309号	原因 平成27年6月30日設定 極度額 金2億4,300万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都目黒区東山一丁目6番2号 キ ー ノ ー ト 株 式 会 社 根抵当権者 群馬県前橋市本町二丁目12番6号 株 式 会 社 東 和 銀 行 (取扱店 東京支店) 共同担保 目録(注)第2265号
4	3番根抵当権抹消	平成28年2月2日 第4111号	原因 平成28年2月2日解除

共 同 担 保 目 録

記号及び番号		(注)第3411号		調製	平成27年5月15日
番 号	担保の目的である権利の表示		順位番号	予 備	
1	目黒区目黒三丁目 950番27の土地		1	平成27年6月18日受付第24477号抹消	
2	目黒区目黒三丁目 950番32の土地		1	平成27年6月18日受付第24477号抹消	
3	目黒区目黒三丁目 950番地27 家屋番号 950番27の建物		1	平成27年6月18日受付第24477号抹消	
	余 白		余 白	平成27年6月18日全部抹消	

共 同 担 保 目 録					
記号及び番号		(注)第2265号		調製	平成27年3月24日
番 号	担保の目的である権利の表示		順位番号	予 備	
1	目黒区目黒三丁目 950番30の土地		1	平成28年3月10日受付第9971号抹消	
2	目黒区目黒三丁目 950番31の土地		1	平成28年3月10日受付第9971号抹消	
3	目黒区目黒三丁目 950番27の土地		3	平成27年6月30日受付第26309号追加 平成28年2月2日受付第4111号抹消	
4	目黒区目黒三丁目 950番32の土地		3	平成27年6月30日受付第26309号追加 平成28年2月2日受付第4111号抹消	
	余 白		余 白	平成28年3月10日全部抹消	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。